

## 郵送請求にかかる手数料の収納事務委託の公表について

住民票・戸籍などの郵送請求にかかる手数料の収納事務を委託しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項[注]の規定に基づき、以下のとおり公表します。

なお、これに伴い、令和6年11月1日以降、住民票や戸籍などの郵送請求で発行される領収証の発行者は「株式会社パソナ」と表記されます。

### 1 委託先

株式会社パソナ

東京都港区南青山3丁目1番30号 PASONA SQUARE

### 2 収納事務を行う期間

令和6年11月1日から令和7年10月31日まで

[注]地方自治法(抜粋)

(指定公金事務取扱者)

第243条の2 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下この条及び次条第1項において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第243条の2の6までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3 (以下、略)